

重 要 事 項 説 明 書

(1/2)

1. 事業所概要

事 業 所 名	株式会社 ショーワ	介護保険事業所番号	4670107830
所 在 地	鹿児島県鹿児島市中山町5276-14	サ ー ビ ス 種 類	指定福祉用具貸与 指定介護予防福祉用具貸与
代表者・管理者	田村 ユミ	電 話 番 号	099-296-1234
通 常 の 事 業 実 施 地 域	特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売、介護予防福祉用具・福祉用具貸与 鹿児島県全域		

2. 事業の目的

株式会社ショーワが運営するショーワ（以下「事業所」という）が行う指定福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）を提供することを目的とする。

3. 運営の方針

- （１）事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の選定の援助・取り付け・調整などを行い、指定福祉用具（指定介護予防福祉用具）を貸与することにより、指定福祉用具貸与においては、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- （２）事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- （３）事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- （４）指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
- （５）前４項の他、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第３７号）、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３５号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

4. 事業所の職員体制

職 種	員 数（勤務の体制）
管 理 者	１人 常 勤
専門相談員	３人 常 勤 （内1名は管理者と兼務）

5. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日 （休日：土・日曜日・祝祭日） ※電話等により24時間常時連絡可能な体制とする
営業時間	０ ９：０ ０－１ ８：０ ０

6. サービス内容

- (1) サービス内容及び利用料 別添のカタログ（目録）、料金表及び、契約書にて説明いたします。
- (2) 搬入搬出の希望日時 ご利用者様のご希望に応じて、ご都合の良い指定日時に、搬入搬出いたします。
- (3) ご利用者様の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。
- (4) レンタル商品は消毒・点検を完了した福祉用具を提供しております。

重 要 事 項 説 明 書

(2/2)

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

(1)	虐待防止に関する責任者を選定しています。	虐待防止に関する責任者	管理者	田村 ユミ
(2)	成年後見制度の利用を支援します。	(3)	苦情解決体制を整備しています。	
(4)	従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。			

8. 受付相談窓口・苦情相談窓口

福祉用具貸与事業所	株式会社 ショーワ 鹿児島県鹿児島市中山町5276-14 田村 ユミ	099-296-1234
ケアマネージャー （介護支援専門員）		
市町村 窓口	鹿児島市健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険課 鹿児島市山下町11-1	099-216-1280 受付時間 ８：30～17:15
国民健康保険	鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室 鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル7階	099-213-5122 受付時間 ９：00～17:00
福祉協議会	鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター5階	099-206-1084 受付時間 ９：00～16:00

9. 緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に察して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

《連絡先》

福祉用具貸与事業所	株式会社 ショーワ 鹿児島県鹿児島市中山町5276-14 田村 ユミ	099-296-1234
ケアマネージャー （介護支援専門員）		
市町村 窓口	鹿児島市健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険課 鹿児島市山下町11-1	099-216-1280 受付時間 ８：30～17:15
国民健康保険	鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室 鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル7階	099-213-5122 受付時間 ９：00～17:00
福祉協議会	鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター5階	099-206-1084 受付時間 ９：00～16:00

10. 機密の保持と個人情報の保護について

- (1) 当事業所の従業者及び従業者であった者が、業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者は、ご利用者の医療上緊急時及びサービス担当者会議等で必要である場合に限り、必要な範囲内でご利用者及びご家族の個人情報を使用させていただきます。

11. 使用方法・取扱説明書の交付について

福祉用具の使用方法・注意事項の説明を行い、取扱説明書の交付による重要事項を説明しました。

年 月 日

○説明者

当事業所は、居宅サービス提供にあたり、サービス内容及び重要事項を説明しました。

事業所所在地 鹿児島県鹿児島市中山町5276-14

事業所名 株式会社 ショーワ

説明者氏名

印

○利用者及び代筆者及び代理人（家族代表）

私は、居宅サービス提供にあたり、サービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

住 所

氏 名

印

重 要 事 項 説 明 書<特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売> (2/1)

1. 事業所概要

事 業 所 名	株式会社 ショーワ	介護保険事業所番号	4670107830
所 在 地	鹿児島県鹿児島市中山町5276-14	サービス種類	福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
代表者・管理者	田村 ユミ	電 話 番 号	099-296-1234
通常の事業 実施地域	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与 鹿児島県全域		

2. 事業の目的

（以下「会社」という）が行う指定福祉用具貸与事業（以下「事業」をいう）の適正な運営を確保するため
人員及び管理運営に関する事項を定め、会社の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健婦（士）、看護
准看護婦（士）、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生大臣が指定した専門相談員講習会修了者、
都道府県知事認定した専門相談員講習会修了者）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、
適正な指定福祉用具貸与サービスを提供することを目的とする。

3. 運営の方針

- （１）事業の実施にあたっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービ
スの提供に努めるものとする。
- （２）会社の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、
利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付
・調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資
するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
- （３）事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他
の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4. 事業所の職員体制

職 種	員 数（勤務の体制）
管 理 者	1人 常 勤
専門相談員	4人 常 勤 (内1名は管理者と兼務)

5. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (休日：土・日曜日・祝祭日) ※電話等により24時間常時連絡可能な 体制とする
営業時間	0 9：0 0－1 8：0 0

6. サービス内容

- (1) サービス内容及び利用料 別添のカタログ（目録）、料金表及び、契約書にて説明いたします。
- (2) 販売用具は受領委任払いを援用している市町村につきましては、自己負担分を規定の割合に応じて
お支払いいただきます。その他はご相談ください。
- (3) 搬入搬出の希望日時 ご利用者様のご希望に応じて、ご都合の良い指定日時に、搬入搬出いたします。
- (4) ご利用者様の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。
- (5) 利用者が介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行えるよう必要
な援助を行います。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。	虐待防止に関する責任者	管理者 田村 ユミ
(2) 成年後見制度の利用を支援します。	(3) 苦情解決体制を整備しています。	
(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。		

重 要 事 項 説 明 書<特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売> (2/2)

8. 受付相談窓口・苦情相談窓口

福祉用具販売事業所	株式会社 ショーワ 鹿児島県鹿児島市中山町5276-14 田村 ユミ	099-296-1234
ケアマネージャー (介護支援専門員)		
市町村 窓口	鹿児島市 健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険 課 鹿児島市山下町11-1	099-216-1280 受付時間 8：30～17:15
国民健康保険	鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室 鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル7階	099-213-5122 受付時間 9：00～17:00
福祉協議会	鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター5階	099-206-1084 受付時間 9：00～16:00

9. 緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬
送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者
等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に察して採った処置について記録するとともに、その原因を
解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

《連絡先》

福祉用具貸与事業所	株式会社 ショーワ 鹿児島県鹿児島市中山町5276-14 田村 ユミ	099-296-1234
ケアマネージャー (介護支援専門員)		
市町村 窓口	鹿児島市 健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険 課 鹿児島市山下町11-1	099-216-1280 受付時間 8：30～17:15
国民健康保険	鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室 鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル7階	099-213-5122 受付時間 9：00～17:00
福祉協議会	鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター5階	099-206-1084 受付時間 9：00～16:00

10. 機密の保持と個人情報の保護について

- (1) 当事業所の従業者及び従業者であった者が、業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を、
正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者は、ご利用者の医療上緊急時及びサービス担当者会議等で必要である場合に限り、
必要な範囲内でご利用者及びご家族の個人情報を使用させていただきます。

11. 使用方法・取扱説明書の交付について

福祉用具の使用方法・注意事項の説明を行い、取扱説明書の交付による重要事項を説明しました。
年 月 日

○説明者

当事業所は、居宅サービス提供にあたり、サービス内容及び重要事項を説明しました。

事業所所在地 鹿児島県鹿児島市中山町5276-14

事業所名 株式会社 ショーワ

氏 名 印

○利用者及び代筆者及び代理人（家族代表）

私は、居宅サービス提供にあたり、サービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

住 所

氏 名 印